

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、森林整備加速化・林業再生事業の実施期間が延長されたことに伴い、間伐等による森林整備の加速化および間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るための事業を平成 27 年度においても引き続き実施するとともに、当該事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 56 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期間を平成 28 年 12 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例</p> <p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例</p> <p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>